

# 奈良市公報

第22号

令和2年3月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
2 18	74	奈良市公報号外第14号に掲載	介護福祉課
2 18	75	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
2 18	76	放置自転車等の保管	環境政策課
2 20	77	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
2 20	78	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
2 20	79	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
2 20	80	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護第一・第二課
2 20	81	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護第一・第二課
2 20	82	生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	保護第一・第二課
2 20	83	放置自転車等の保管	環境政策課
2 20	84	生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	保護第一・第二課
2 21	85	放置自転車等の保管	環境政策課
2 21	86	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出	保護第一・第二課
2 21	87	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
2 21	88	生活保護法の規定による施術者の指定	保護第一・第二課
2 26	89	農用地利用集積計画の決定	農政課
2 27	90	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2 27	91	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
2 27	92	放置自転車等の保管	環境政策課
2 27	93	土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出	都市計画課
2 28	94	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課

### 監 査 委 員

月 日	番号	件 名
2 28	2	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

教育委員会

月	日	番号	件名	主管
2	17	3	定例教育委員会の開催	教育政策課

告 示

奈良市告示第75号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和2年2月18日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期別	発送年月日	納期限
平成31年度国民健康保険料督促状	第6期分	令和元年7月19日	令和元年8月2日
平成31年度国民健康保険料督促状	第7期分	令和元年8月20日	令和元年9月3日
平成31年度国民健康保険料督促状	第8期分	令和元年9月20日	令和元年10月4日
平成31年度国民健康保険料督促状	第9期分	令和元年10月18日	令和元年11月1日
平成31年度国民健康保険料督促状	第10期分	令和元年11月20日	令和元年12月4日
平成31年度国民健康保険料督促状	第11期分	令和元年12月20日	令和2年1月6日
平成31年度国民健康保険料督促状	第12期分	令和2年1月16日	令和2年1月30日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和2年3月9日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 2月18日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年2月18日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 77 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第7項の規定により、令和2年2月27日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和2年2月20日

奈良市長 仲川元庸

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により柚ノ川町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月20日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市柚ノ川町278番地	奈良市柚ノ川町649番地の2
代表者の氏名 及び住所	今入 保 奈良市柚ノ川町278番地	今窪 清美 奈良市柚ノ川町649番地の2

2 変更の年月日

平成31年3月17日

奈良市告示第 79 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 2 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ヤマト薬局	奈良県奈良市鳥見町一丁目1番2号	令和元年 12月31日
サン薬局 中山店	奈良県奈良市中山町西四丁目535番地201	令和元年 12月31日



奈良市告示第 80 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和 2 年 2 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
サン薬局 富雄店	奈良県奈良市鳥見町一丁目1-2	令和2年 1月1日

奈良市告示第 81 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和 2 年 2 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション オレガノ	奈良県奈良市松陽台四丁目21-3ミールム松陽台B 201号室	令和2年 1月1日

奈良市告示第 82 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 2 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	訪問看護ステーションあゆみ	奈良県奈良市宝来一丁目6番8号	令和元年 12月16日
新	訪問看護ステーションあゆみ	奈良県奈良市宝来一丁目5番15-103号室	

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 2月 20日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年2月20日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月20日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	小山株式会社	奈良県奈良市南京終町五丁目 377-5	小山株式会社	令和元年 12月23日
新	小山株式会社	奈良県奈良市大森町47番地の3		
旧	訪問看護ステーション あゆみ	奈良県奈良市宝来一丁目6番8号	合同会社あゆみ	令和元年 12月16日
新	訪問看護ステーション あゆみ	奈良県奈良市宝来一丁目5番 15-103号		

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 2 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年2月21日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は 休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和2年 1月26日
名称	主たる事務所の所在地		
あすならホーム高畑 訪問看護 ステーション	奈良県奈良市高畑町 469番地1	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和2年 1月26日
社会福祉法人 協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字 青木160番7		

奈良市告示第 87 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年2月21日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		廃止した施設又は 廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		廃止した施設又は 廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護事業所 ハッピーライフ	奈良県奈良市三条大路一丁目 10番50号 協栄ビル201	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自/定率）	令和2年 2月20日
株式会社 ハッピーライフ	奈良県奈良市三条大路一丁目 10番50号 協栄ビル201		



奈良市告示第 88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年 2月 21日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
山藤 優子		あんま	令和元年 7月1日
朱雀針灸接骨院	奈良県奈良市朱雀三丁目 4-18		

奈良市告示第 89号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和2年2月26日

奈良市長 仲川 元 庸

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年2月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年年11月8日 奈良市指令整開 第17A-32号

平成30年12月14日 奈良市指令整開 第17A-32-1号

令和元年10月23日 奈良市指令整開 第17A-32-2号

令和元年12月19日 奈良市指令整開 第17A-32-3号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年2月27日 第1720号

公共施設 令和2年2月27日 第848号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三条大路一丁目680番8

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区虎ノ門二丁目3番17号

森トラスト株式会社 代表取締役 伊達 美和子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 防火水槽

奈良市三条大路一丁目680番8の一部

奈良市告示第 91 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条第 2 号の規定により公示する。

令和 2 年 2 月 27 日

奈良市長 仲川 元庸

1 廃止年月日 令和 2 年 2 月 29 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970102394	通所介護	有限会社春風	奈良市北市町 8 9 番地の 2	春デイサービス	奈良市北市町 89 番地の 2

2 廃止年月日 令和 2 年 2 月 29 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970102394	通所介護	有限会社ティ・エ ス企画	奈良市北市町 8 9 番地の 2	デイサービス和	奈良市中山西 三丁目 204 - 1

3 廃止年月日 令和 2 年 4 月 30 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970101008	訪問介護	有限会社キョウ ワ	京都府木津川市 州見台八丁目 4 - 26	ハーモニーケア サービス	奈良市南京終 町二丁目 32 2 番 9

奈良市告示第 92 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 2月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年2月27日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 93 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、近鉄不動産株式会社から次のとおり、（仮称）登美ヶ丘 1 次 2 期住宅地（3 工区）土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第 4 項により公告します。

令和 2 年 2 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 換地処分の年月日

令和 2 年 2 月 10 日

2 換地処分の内容

令和 2 年 1 月 30 日付け奈良市指令整計区認第 31-2 号をもって認可した換地計画のとおり

3 町の区域の変更

他の町を編入する町	他の町に編入される町
中登美ヶ丘五丁目	二名町（一部）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁団体奈保町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月28日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小林 幸司 奈良市奈保町11番24号	仲南 良夫 奈良市奈保町16番8号

2 変更の年月日

令和2年2月2日

監  
監

查  
查



奈良市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年2月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
 同 中 本 勝  
 同 松 下 幸 治  
 同 太 田 晃 司

人権政策課

監査結果公表日 令和元年12月27日（奈良市監査委員告示第11号）

措置結果通知日 令和2年2月27日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>人権政策課</p> <p>住宅新築資金等貸付金特別会計で購入した切手について、一般会計で購入した切手と混同して切手類受払簿に記載し、管理していた。この原因は、住宅新築資金等貸付金特別会計の郵便料について、平成28年度以降予算計上がなかったため、今年度の繰越時に、誤って切手類受払簿を統合してしまったことであった。</p> <p>各会計における費用を適切に把握するため、郵便料の予算計上がなかったとしても、購入時の予算科目（目）及び切手の使用目的に従って、会計ごとに切手類受払簿を作成し、切手を管理されたい。</p>	<p>人権政策課</p> <p>住宅新築資金等貸付金特別会計で購入した切手の管理については、前年度末時点の住宅新築資金等貸付金特別会計用切手の保有額から今年度4月以降に同事務として使用した分を除いた残りの額の切手を、令和元年12月から住宅新築資金等貸付金特別会計用切手として切手類受払簿に記載し、一般会計で購入した切手とは分けて管理を行うように改めました。</p>
<p>人権文化センター（北、中、東、南）</p> <p>人権文化センターにおける歳出予算の執行において、実施の意思決定を諮る施行起案が、所長専決されている事例が散見された。</p> <p>奈良市事務専決規程第7条の所長等専決事項に限定列挙されている項目に該当しないものについては、課長以上の決裁を受けられたい。</p>	<p>人権文化センター（北、中、東、南）</p> <p>監査の指摘を受けて、人権文化センターにおける歳出予算の執行において、実施の意思決定を諮る施行起案については、課長以上の決裁を受けるよう改めました。</p>

# 教育委員会

奈良市教育委員会告示第3号

令和2年2月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年2月17日

奈良市教育委員会  
教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

令和2年2月18日（火）午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟2階 第16会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

（1）令和2年度予算要求額について

（2）令和元年度3月補正予算要求額について

（3）令和元年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について

議事

議案第75号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について

議案第76号 令和2年度奈良市立学校の教材使用の承認について

議案第77号 奈良市学校給食センター条例の一部改正について

議案第78号 奈良市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

議案第79号 奈良市立鶴舞こども園の用途廃止について

協議事項

「society5.0時代の教育の在り方について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。